※ 漁業分野に関する必要書類 <更新用・第3表の3>

	必要書類			提出 の 要否			-	提出確認欄		
番号			様式番号		留意事項	いず	れか 択	過去に提出した 申請日及び申請番号	官	刊欄
		次の①から③のいずれか ①許可証の写し ②免許の指令書の写し ③その他許可または免許を受け 漁業又は養殖業を営んでいるこ とが確認できる公的な書類の写		△ (注3)		有	無		有	無
1		次の①又は②のいずれか ①当該組合の漁業権の内容たる 漁業又は養殖業を営むことを確認できる当該組合が発行した書類の写し ②その他当該組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる書類の写し		△ (注3)		有	無		有	無
	漁船を用いて漁業又は 養殖業を営んでいる場 合	次の①又は②のいずれか ①漁船原簿謄本の写し ②漁船登録票の写し		△ (注3)		有	無		有	無
3	協議会の構成員であるご関)	ことの証明書(特定技能所属機		0		有	無		有	無
以下、	以下、登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の		全部を委託する	る場合に	必要な書類(登録支援機関の関係書類)	爰機関の関係書類)				
4	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓 約書(登録支援機関)		分野参考様式 第12-2号	△ (注1)		有	無		有	無

[※] 派遣形態の場合には、第3表の3の2も必要

$6 \sim 11$ は、派遣先(法人の場合)に関するもの

				提出			:			
番号		必要書類		要否	留意事項	いずれか 選択		過去に提出した	官	刊欄
	派遣元の要件に応じた次のAからDまでのいずれかの資料					選 /	iik	申請日及び申請番号		
	A)漁業又は漁業に関連 する業務を行っている 場合	漁業又は漁業に関連する業務を 行っていることが確認できる書 類 例)定款、登記事項証明書、有 価証券報告書、決算関係書類等		△ (注4)		有	無		有	無
1	う 資(資本金の過半数)	資本金の出資者を明らかにする 書類 例) 有価証券報告書、株主名簿 の写し等		△ (注4)	※漁業を行っている者などが出資(資本 金の過半数)している場合も含む。	有	無		有	無
	C)地方公共団体の職員 等が役員として在籍し ている場合	地方公共団体の職員等が役員と して在籍していることが確認で きる書類 例)役員名簿等			※漁業を行っている者などが役員である 場合も含む。	有	無		有	無
		業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類 例)業務方法書、組織体制図等		△ (注4)	※漁業を行っている者などが実質的に業務執行関与している場合も含む。	有	無		有	無
2	労働者派遣事業許可証の	か写し		△ (注4)		有	無		有	無
3	派遣計画書		参考様式 第1-12号	0		有	無		有	無
4	労働者派遣契約書の写し			0		有	無		有	無
5	就業条件明示書の写し		参考様式 第1-13号	0		有	無		有	無

$6 \sim 11$ は、派遣先(法人の場合)に関するもの

				提出			;	提出確認欄		
番号		必要書類	様式番号	の 要否	留意事項		れか 択	過去に提出した 申請日及び申請番号	官戶	用欄
6	派遣先の概要書(漁業分のでは、漁業分野においる		参考様式 第1-15号	0		有	無		有	無
	労働保険の適用事業所の場合は次のAからCまでのいず れかの書類									
	A)初めての受入 れの場合	労働保険料等納付証明書(未納 なし証明)		△ (注5)		有	無		有	無
7	B)受入れ中の場 合 ※労働保険事務 組合に事務委託 していない場合	労働保険概算・増加概算・確定 保険料申告書(事業主控)の写し 及び申告書に対応する領収証書 (口座振替結果通知ハガキ)の写 し (注)直近2年分が必要		△ (注5)	※口座振替結果通知八ガキを紛失した場合には、都道府県労働局発行の「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無		有	無
	C)受入れ中の場 合 ※労働保険事務 組合に事務委託 している場合	労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要		△ (注5)		有	無		有	無
	D) 労働保険の適用事業所ではない→□				※労働保険の適用事業所ではない場合、 □にチェックを入れてください。 ※提出書類はありません。					
8	社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保 険料領収証書の写し (注)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が 必要			△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合 に、社会保険料納入状況照会回答票にそ の旨の記載がないときは、納付の猶予許 可通知書又は換価の猶予許可通知書の写 しの提出が必要	有	無		有	無
9	税務署発行の納税証明書(その3) (注1)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」 「②法人税」「③消費税及び地方消費税」 (注)①について、「申告所得税」ではなく「源泉所得税」			△ (注5)	※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある項目について未納額のみの納税証明書(その1)の提出が必要	有	無		有	無
	次のAからBまでのい	ハずれかの場合に応じた書類								
10	A)初めての受入れの場合	法人住民税の市町村発行の納税 証明書 (注)直近1年度分が必要		△ (注5)	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合に、当該適用を受けていることが納税	有	無		有	無
	B)受入れ中の場合	法人住民税の市町村発行の納税 証明書 (注)直近2年度分が必要		△ (注5)	音に、自該適用を受けていることが納税 証明書に記載されていないときは、当該 適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
11	公的義務履行に関する説明書 (注)上記7から10までに関し、「△(注5)」の適用により、提出不要の適用を受ける場合に必要		参考様式 第1-27号	Δ	※7から10までのいずれについても滞納 がない場合に限る。	有	無		有	無

$6 \sim 11$ は、派遣先(法人の場合)に関するもの

			损			提出確認欄				
番号		必要書類			の 留意事項 要否		れか 択	過去に提出した 申請日及び <u>申請番号</u>		
12		派遣先の概要書(漁業分野) (注)漁業分野において受け入れる場合				有	無		有	無
	労働保険の適用事業所の	の場合は次のAからCまでのいず								
	A)初めての受入 れの場合	労働保険料等納付証明書(未納 なし証明)		△ (注5)		有	無		有	無
13	B)受入れ中の場合 会※労働保険事務 組合に事務委託していない場合	労働保険概算・増加概算・確定 保険料申告書(事業主控)の写し 及び申告書に対応する領収証書 (口座振替結果通知ハガキ)の写 し (注)直近2年分が必要		△ (注5)	※口座振替結果通知八ガキを紛失した場合には、都道府県労働局発行の「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無		有	無
	C)受入れ中の場合 ※労働保険事務 組合に事務委託 している場合	労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要		△ (注5)	;	有	無		有	無
	D) 労働保険の適用事業	美所ではない→□			※労働保険の適用事業所ではない場合、 □にチェックを入れてください。 ※提出書類はありません。					
	次のAからBまでの	いずれかの場合に応じた書類								
	A)健康保険・厚生年金 保険の適用事業所の場 合	社会保険料納入状況回答票又は 健康保険・厚生年金保険料領収 証書の写し (注)申請の日の属する月の前々 月までの24か月分が必要		△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合 に、社会保険料納入状況照会回答票にそ の旨の記載がないときは、納付の猶予許 可通知書又は換価の猶予許可通知書の写 しの提出が必要	有	無		有	無
	険者証の写し (注)保険者番号及び記号・番号を申請。 ング(黒塗り)するご個人事業主の国民組 (税)納付証明書 (注1)初めて受け は直近1年分、受 には直近2年分がぬ には直近2年分がぬ い場合 (注2)保険者番号及 等記号・番号を申請	個人事業主の国民健康保険被保 険者証の写し (注)保険者番号及び被保険者等 記号・番号を申請人側でマスキ ング(黒塗り)すること。		△ (注5)		有	無		有	無
14		(注1)初めて受け入れる場合には直近1年分、受入れ中の場合には直近2年分が必要		△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合に は「納付の猶予許可通知書」又は「換価 の猶予許可通知書」の写しの提出が必要	有	無		有	無
		個人事業主の国民年金保険料領収証書の写し又は被保険者記録照会(納付II)(注1)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要(注2)基礎年金番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。		△ (注5)		有	無		有	無

$6 \sim 1$ 1は、派遣先(法人の場合)に関するもの

	必要書類			提出			1	提出確認欄		
番号			様式番号	要否			れか	過去に提出した	官月	羽欄
15	(注)税目は「①源泉所得	テの納税証明書(その3) 専税及び復興特別所得税」「② 別所得税」「③消費税及び地方 「⑤贈与税」		△ (注5)	※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある項目について未納額のみの納税証明書(その1)の提出が必要	納税の猶予又は納付受託の適用を受けいる場合は、当該適用がある旨の記載 ある納税証明書及び未納がある項目に 有 無いて未納額のみの納税証明書(その1)		申請日及び申請番号	有	無
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類									
16	A)初めての受入れの場合	個人事業主の個人住民税の市町 村発行の納税証明書 (注)直近1年分が必要		△ (注5)	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶 予又は納付受託)の適用を受けている場 合に、当該適用を受けていることが納税	有	無		有	無
	B)受入れ中の場合	個人事業主の個人住民税の市町 村発行の納税証明書 (注)直近2年分が必要		△ (注5)	証明書に記載されていないときは、当該	有	無		有	無
17	公的義務履行に関する説明書 (注)上記13から16までに関し、「△(注5)」の適用により、提出不要の適用を受ける場合に必要		参考様式 第1-27号	Δ	※13から16までのいずれについても滞 納がない場合に限る。	有	無		有	無